第2号議案

豊後大野市総合計画策定審議会条例等の一部改正について

豊後大野市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月27日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市行政組織条例(平成23年豊後大野市条例第59号)の一部改正に伴い、条例 改正の必要があるので、この案を提出するものである。 豊後大野市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例

(豊後大野市総合計画策定審議会条例の一部改正)

第1条 豊後大野市総合計画策定審議会条例 (平成17年豊後大野市条例第276号) の一部 を次のように改正する。

第8条中「地域創生課」を「まちづくり推進課」に改める。

(豊後大野市自治推進委員会条例の一部改正)

第2条 豊後大野市自治推進委員会条例(平成24年豊後大野市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「地域創生課」を「まちづくり推進課」に改める。

(豊後大野市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 豊後大野市子ども・子育て会議条例(平成25年豊後大野市条例第31号)の一部 を次のように改正する。

第8条中「社会福祉課」を「子育て支援課」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。